



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851

静岡市葵区黒金町55番地

交通ビル3階

TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

Eメール kenpyo@cy.tnc.ne.jp

核の破局か廃絶の岐路 核兵器禁止条約が希望

被爆81年 原水爆禁止世界大会広島集会

「被爆者とともに核兵器のない平和で公正な世界を」をテーマに原水爆禁止2026年世界大会が8月3日から6日まで広島市で開催されました。ヒロシマデー集会では「『核兵器のない平和で公正な世界』への希望をきりひらくため、新たな決意で行動に立ち上がる」と訴える決議「広島からのよびかけ」を採択しました。静岡県からは高校生や青年などを含む40名以上が現地参加し静岡県評からは、医労連聖隷労組の石川さんが参加しました。

4日の開会総会には2700人が参加し、全国で506人が視聴しました。6日のヒロシマデー集会には3400人が参加し、706人が視聴しました。

4日の開会総会には中満泉・国連事務次長（軍縮担当上級代表）、オーストリア、キューバ、メキシコの政府代表が参加。韓国からは48人の市民社会代表が参加しました。

④市民社会と科学者の役割
—について発言しました。このうち②では核不拡散条約（NPT）6条に基づく核軍備縮小撤廃のための誠実な交渉の開始とともに、米ロなどの核保有国に新たな軍備管理協定の交渉開始を求めました。③に関して11、12月の禁止条約の初回の再検討会議では核実験・核使用の「遺産」が中心課題になると述べました。

英仏中も核軍備を増強していることが指摘され、日本の高市政権による「非核三原則」見直しの危険も議論されました。

原水爆禁止日本協議会（原水協）の安井正和事務局長は、核兵器禁止条約への日本の参加を最優先課題として位置づけてきたと発言▽条約の署名・批准を求める地方議会の意見書は全自治体の42%（756）に広がった▽条約の署名・批准を求める署名は367万人に達し、秋には500万、1000万の署名をめざしていると述べました。

国際会議宣言は▽被爆の実相など核兵器使用がもたらす非人道的結末を知らせることを軸に運動を広げる▽自国政府を禁止条約に参加

加させる運動を中心にすえ、核兵器廃絶を共通課題にした多様な行動にとりくむ▽禁止条約第1回再検討会議や国連総会を節目に世論と行動を進展させる▽核兵器の非核国への不使用と威嚇の禁止、朝鮮半島非核化と平和体制構築の一体的追及、AIの軍事利用禁止を求める▽軍事費削減と生活・生存への支出の拡大、ジェンダー平等、気候危機などの運動との連帯を進めるなど提起しました。

6日の集会では、国連の中満泉軍縮担当上級代表は「核兵器の使用は安全保障上の選択肢ではあり得ず、破壊へと直行する道だ」と述べ「核使用による被害を被るのは一般市民だが、核兵器を廃絶する力と責任も私たちは持っている」と激励しました。メキシコのエンリケ・ハビエル・オチョア・マルティネス外務副大臣は「核兵器は国際関係を不安定にし、社会全体に対する長引く脅威となる。核兵器の完全廃絶に代わる現実的な選択肢はない」と指摘「多くの国々が核兵器禁止条約に署名・批准することを期待する」と表明しました。



ヒロシマデー集会の様子＝6日



一コマ漫画

最低賃金大幅引上げ求める 静岡県共闘と静岡県評が合同宣伝

静岡県共闘と静岡県評が合同宣伝

静岡県評と静岡県労働組合共闘会議は、最低賃金審議会に今年の目安額56円が伝達された7月31日にJR静岡駅北口地下通路で最低賃金引き上げの宣伝を行いました。両団体で合わせて10人が参加しました。

他県から遅れた状況は看過できません。7月21日には17団体の「意見書」を労働局に提出。また審議会が答申する、12日も宣伝を行う予定です。



最賃引上げ宣伝の様子

仲間広げ大幅賃上げへ 全労連第33回定期大会開催



静岡からの代議員

7月25日から27日全労連の第33回定期大会が都内で開催され「平和と憲法を守りいかす政治への転換」「大幅賃上げ・底上げの実現や労働条件の最低最低規制の強化」「ジェンダー平等の推進」「すべての国民の権利を守る」「公共」の実現を、の四つを提起しました。また総括討論で、今大会では「議論と対話でたまたかう方向性をみいだすことができるし、未来への可能性を感じる」とができた」と指摘しました。一人ひとりの組合と労働者による「対話と学びあい」で要求前進を勝ち取り、「ともにたたかう仲間をつくっていかう」と呼びかけ

仲間を広げ、大幅賃上げへ。トムアップによるたたかう組織になること」③「対話と学び合いの実践で仲間増やしを必ず成功させること」を強調しました。要求の柱として▽平和と憲法を守り切り、憲法をいかす政治への転換を図る▽誰でも、どこでも、どんな仕事でも誇りを持って働き、安心して暮らせる賃金水準の実現をめざす▽労働者の命と健康が守られ、安心して働き続けられる職場をめざす▽すべての国民の権利を守る「公共」の実現を、の四つを提起しました。また総括討論で、今大会では「議論と対話でたまたかう方向性をみいだすことができるし、未来への可能性を感じる」とができた」と指摘しました。一人ひとりの組合と労働者による「対話と学びあい」で要求前進を勝ち取り、「ともにたたかう仲間をつくっていかう」と呼びかけ

ました。討論では静岡から黒田幹が「医療・介護・福祉の現場で利用者の命と暮らしを支えるケア労働者の現場と現状についてケア労働者の賃上げや、もう一人保育士の運動での組織拡大について」発言しました。また、上野事務局長が「この間の組織拡大の取り組みと、レイバーノーツに静岡から参加した松本亜希さんの感想を代読」しました。

生活・法律相談

- 労使トラブル・解雇・賃金不払い・セクハラ・パワハラ・借金問題・教育問題など、受け付けます。
- 労働弁護士の紹介もいたします。

- 受付 国鉄労働会館静岡地方部
TEL 054 (285) 4426
- 相談場所 静岡合同法律事務所
- 相談員 阿部浩基弁護士

相談日・相談時間は
双方の都合により
対応させていただきます

貸会議室

のご予約・お問い合わせは
一財）国鉄労働会館静岡地方部へ
TEL 054 (285) 4426 FAX 054 (283) 6835

★ 静岡駅南口から徒歩1分
定員14名・30名（各1室）
少人数の打合せ・会議・講習会におすすめです

労働組合の大切さ学び 今後の活動に生かそう

青年部準備会が学習会

7月19日に静岡県評青年部準備会は「これから働き続ける私たちから知っておきたい」と題した学習会を静岡市内で開催しました。当日は実行委員・役員を含め31人の参加でした。今回、青年部準備会で「組合って？」という疑問から学習会の企画に繋がりました。普段何気なく所属している組合にどんな意義があり、私たちの仕事に関わっているのか、講義として聞くことができてとてもよい学びとなりました。なにより、違う職種の方々と労働組合から連想すること



学習会に参加した皆さん

裁量労働制の問題点

7月16日「働きたい改革」の実態・裁量労働制拡大論を検証する」と題して、村上英吾氏が



静岡県労働研究所

No. 107

報告する村上氏

報告しました。

裁量労働制について財界は一貫して適用拡大を求めてきましたが、労働者の反対により実現しませんでした。しかし高市政権が「働きたい改革」として再び拡大を目指しています。

裁量労働制とは、業務の遂行方法・時間配分を労働者の裁量に委ねる必要がある業務で「みなし労働時間制」の一種で、専門業務型と企画業務型

今年のサマセミは9月19日から21日に石川県金沢市において「百点満点の加賀百万石（サマセミ）なんて！……！」と

がんばれ 自分！ 勇気をもらった母親大会

第63回静岡県母親大会開催 in 静岡

7月12日グランシップにおいて、第63回静岡県母親大会が開催されました。全体で1000人を超える方が参加しました。

午前中は、10の分科会が開かれ「女性」「医療」「教育」「子ども」「憲法」「原発」等多岐にわたるテーマで話し合いました。

午後の全体会は「つながろう！こども・未来・平和」に共生きよう。ありのままの自分で」をテーマに、合唱団と子どもたちの歌とあべよしみさんの「語り」で平和を願う私たちの気持ち

が現されたオープニングで始まり、講師の神田香織さんの記念講演で大きく盛り上がりしました。2時間にもわたる神田さんの熱のこもった講演は、一人の人間として、女性として、政府批判も辞さない、勇気

があります。

裁量労働制でも、使用者には健康確保のための労働時間の把握義務があります。

制度が定めているものは、対象業務／対象者／みなし時間／手続きですが、定めていないものとして業務量があります。

業務量の決定権は使用者にあります。そのため業務量を増やすほど使用者に有利な制度となっています。

定めたスローガンのもと、百点満点のサマセミに向けて実行委員会が準備中です。全県からの参加でサマセミを成功させましょう。



神田香織さんの講演

職場の安全衛生を実現するために 静岡県安全健康センター No. 118

労働安全衛生法を生かそう

労働基準法は労働者の権利を守り、資本家が保護を破れば刑事罰を与えるという取締法規（警察法のようなもの）です。労働安全衛生法は職場に労働安全衛生委員会を作るなどの組織法的なものという印象があります。しかしこの法律はその目的が「労働災害の防止のための危害防

中部電力は規制委員会調査後も

データ不正

浜岡原発裁判第44回口頭弁論

7月13日、地裁浜松支部で浜岡原発永久停止裁判第44回口頭弁論が開かれました。今年度から伸裁判長になって初めての裁判です。

今回の裁判は、データ不正が本訴訟に及ぼす影響について中部電力側に問う裁判です。中部電力の捏造の全容を明らかにさせること。今後の裁判をどのように進行させるか、裁判長の訴訟指揮を求めることが重要

原告訴訟代理人の阿部弁護士は「中部電力は原子力規制委員会の聞き取り調査後も、意図的にデータを組み替えていたと、新聞で報じられた。組織としての安全文化の劣化以前の問題であり、技術者の倫理観の喪失が集団で起きたのではない、とも報道されている。このようなデータ不正によって、基準地震動に変化があったかどうか」と主張しまし



裁判弁護士団の報告の様子

労働者の労働安全について厳しい規定があります。たとえば24条は「事業者は労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない」25条は「事業者は労働災害発生の急迫した危険がある時は直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない」と述べています。これらはいずれも懲役刑を含む罰則付

調査なしの工事はダメ

リニア工事差止訴訟の会

7月25日静岡県リニア工事差止訴訟の会は静岡市内においてリニア建設の工事差止を求める「調査なしでの工事許可はだめ！緊急集会」を開催しました。参加者は80名を超え会場はいつぱいの盛況でした。

初めに共同代表の森伸一さんが「知事がリニア着工を容認したが多くの県民は不安や疑問が残されたままだ」と強調、JR東海は、調査も終わらないまま工事を始めようとしているが「このままでは事故が次々と起こりかねない」と述べ

工事の中止の世論を広げていきたいと語りました。

第1部では静岡県リニア工事差止訴訟弁護団事務局長の西ヶ谷知成弁護士が訴訟の経過と今後について講演しました。工事差止めが認められるための要件として①被保全権利が存在するか（大井川の水を利用する権利、環境権、ボランティアの人格権）②工事による権利侵害の高度の蓋然性が



裁判報告を行う西ヶ谷弁護士